

住民関係事務事業（その 2）窓口業務等の取扱いについて

住民関係事務事業（その 2）窓口業務等の取扱いについて提出する。

平成 16 年 8 月 25 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-5	住民関係事務事業（その 2）窓口業務等の取扱いについて
<p>1 消費生活行政に係る両町の組織（「神崎町消費生活研究会」・「大河内町消費者協会」）は、統一することとし、組織体制及び補助金については、新町発足までに調整する。</p> <p>2 福崎交通安全協会の町支部については、役員構成、補助金及び活動内容等を新町発足までに調整する。 交通安全対策協議会については、組織を統一し、組織体制及び活動内容は新町発足までに調整する。 チャイルドシート購入補助については、合併時に廃止する。 コミュニティーバスの運行については、新町発足までに調整する。</p> <p>3 青少年教育の推進に係る組織（「神崎町青少年育成委員会」・「大河内町青少年問題協議会」）は、新町発足までに統一する。</p> <p>4 防犯対策に係る組織体制は統一し、報償費及び補助金については新町発足までに調整する。</p> <p>5 各種証明書の手数料は、両町同額の項目は現行のまま新町に引き継ぐ。 埋火葬許可証発行手数料は大河内町の例による。また、住民票謄本発行手数料及び住民票閲覧料金は神崎町の例による。</p>		

平成 16 年 8 月 25 日 (確認) 継続審議